

とよほ福社会 役員報酬に関する規程

(定義等)

第1条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費及び手数料等の経費であって、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員は報酬とする。

(改 廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。